

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金
（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、地域公共交通の維持・改善を図るため、タクシー事業者（以下「事業者」という。）が、利用者の減少や燃料費の高騰等により厳しい経営状況に置かれている中において、利用者の利便性向上に資するユニバーサルデザインタクシーを導入する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づき認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 道路運送法第4条第1項の許可を受けて、一般乗用旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者
- (2) 県や市町村、交通事業者等で構成されている山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等の協力に応じる事業者
- (3) 次のいずれにも該当しない事業者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して

いるもの

- へ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすユニバーサルデザインタクシーとし、1事業者につき5台を限度とする。

- (1) 県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業を行うために使用する車両であること。
- (3) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、令和8年2月27日までに、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付の決定を受けてから発注し、令和8年2月28日までに支払を完了した補助対象車両の車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象車両が認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当するものにあっては、1台当たり600,000円、認定レベル準1に該当するものにあっては、1台当たり400,000円とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和8年1月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意・誓約書（別記様式第2号）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 導入予定車両の代金の見積書の写し（車両本体価格が明記されているもの）
- (5) 自動車販売店等から発行される標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- (6) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象車両の車種又は台数の変更
- (2) 補助金の額の増又は20%を超える減を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次条に定める補助事業実績報告書の提出までに、補助対象車両1台につき、次のいずれかに該当する運転者を2人以上（個人タクシーの場合は1人）配置すること。

イ ユニバーサルドライバートレーニング推進実行委員会（一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）が推進する「ユニバーサルドライバートレーニング」の修了者

ロ 「ケア輸送サービス従事者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者

ハ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者

- (2) 「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付国土交通省自動車局旅客課長通達）に基づく実車を用いた研修を年2回以上実施すること。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月6日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 車両1台につき運転者2人以上（個人タクシーの場合は1人）が前条第5項第1号に定める研修の修了者又は資格を有している者であることを証するものの写し
- (3) ユニバーサルデザインタクシーに関する研修実施状況等報告書（別記様式第7号）
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 車両の写真（車両前方・後方、ナンバープレート、スロープ及び車両内部（車いす固定装置等））

- (6) 車両代金の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(決定の取消)

第12条 知事は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、補助事業により取得した車両とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第8号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第16条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部総合交通政策課とする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

規則別記様式第 1 号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和 6 年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費
補助金（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）交付申請書

令和 年度において、山形県地域公共交通利便性向上等支援事業（ユニバーサル
デザインタクシー導入事業）について、標記補助金を下記のとおり交付されるよ
う、山形県補助金等の適正化に関する規則第 5 条の規定により、関係書類を添付し
て申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
（カナ）	
口座名義人	

※債権者登録を行っている場合を除き、預貯金口座の表紙及び表紙裏面の写しを提出する
こと。

別記様式第1号

事業計画書

1 申請者情報

名	称				
代 表 者 職 氏 名					
資 本 金 ・ 出 資 金		円（1円単位で記入）			
従 業 員 数		人			
担当者の連絡先	氏 名				
	電 話		FAX		
	E-mail				

2 車両導入計画

No.	車名	型式	使用の本拠 の位置 (市町村名)	補助対象経費 (車両本体価格 (税抜))	補助金申請額
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合 計					

3 事業完了予定日（車両の代金支払及び車両登録の両方の完了予定日）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

同意・誓約書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）の交付を申請するに当たり、下記の1について同意し、2について相違ないことを誓約します。

記

- 1 県や市町村、交通事業者等で構成される山形県地域公共交通活性化協議会に対するアンケートの回答及び政府報告資料の提供並びにそれらのオープンデータ利活用のためのデータの公表等に協力すること
- 2 次のいずれにも該当しない者であること
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ③ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ④ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ⑤ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ⑦ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

以上

別記様式第3号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業
（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け総交第 号で補助金の交付決定の通知があった
標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）た
いので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認
されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金変更交付申請額

既交付決定額	金	円 (A)
今回変更増△減額	金	円 (B)
変更交付申請額	金	円 (A)+(B)

（注）変更の内容に応じ、別記様式第1号に準じて作成した書類を添付すること。また、記入にあたっては変更前と変更後が比較対照できるよう変更前を上段に括弧書きで記載し、変更後を下段に記載すること。

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業
（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け総交第 号で補助金の交付決定の通知があった
標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、山形県補助金等
の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和 6 年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業
（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）遂行状況報告書

令和 年 月 日付け総交第 号で補助金の交付決定の通知があった
標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項第 2 号の
規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告します。

記

1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由

2 遂行状況と今後の見通し

規則別記様式第2号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業
（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）実績報告書

令和 年 月 日付総交第 号をもって令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）の交付の決定の通知があった山形県地域公共交通利便性向上等支援事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

別記様式第6号

事業実績書

1 申請者情報

名	称				
代 表 者 職 氏 名					
資 本 金 ・ 出 資 金		円（1円単位で記入）			
従 業 員 数		人			
担当者の連絡先	氏 名				
	電 話		FAX		
	E-mail				

2 車両導入実績

No.	車名	型式	使用の本拠 の位置 (市町村名)	補助対象経費 (車両本体価格 (税抜))	補助金申請額
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合 計					

3 事業完了日（車両の代金支払及び車両登録の両方の完了日）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

ユニバーサルデザインタクシーに関する研修実施状況等報告書

事業者の概要		名称
		車両数 台 (うちユニバーサルデザインタクシー 台)
		運転車数 人
研修実施状況	実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	実施回数	運転者向け 回、教育担当者向け 回
	研修実施場所	
	研修実施人数	運転者 人、教育担当者 人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

所在地

名称

代表者職氏名

財産処分等承認申請書

令和6年度（繰越明許費）山形県地域公共交通利便性向上等支援事業費補助金（ユニバーサルデザインタクシー導入事業）により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第22条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法等
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法
- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在、型式、数量
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況写真（添付）
- 3 処分予定年月日
- 4 その他知事が必要と認める資料